

避難勧告マニュアル改訂を踏まえた水位設定の見直しについて

1. 水位設定の見直し結果

平成 26 年 4 月に改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」〔内閣府〕の方針と整合を図り、適切なリードタイム（避難に要する時間）を考慮したうえ、平成 25 年台風第 18 号等による近年の出水状況から得られた水位上昇速度等の実績を踏まえ水位設定を見直しました。

見直しにあたり、平成 27 年度までに関係市町と調整を了し、このたび平成 28 年度の滋賀県水防協議会（5 月 9 日開催）に諮り承認されましたので、平成 28 年 5 月 11 日から運用を開始しました。

水位設定の見直し結果は、下記一覧表のとおりです。

○ 洪水予報河川および水位周知河川における設定水位の変更一覧

No.	河川名	量水標	発表種別			見直し前の水位				見直し後の水位(※1)				変更の有無	既往 最高 水位 (H16~26)
			水防 警報 河川	洪水 予報 河川	水位 周知 河川	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位		
No.1	草津川	西矢倉	●		●	2.30	3.10 1回	3.40 1回	4.30 0回						3.45 H25.9.16
No.2	野洲川 (上流)	水口橋	●	●		0.65	1.35 1回	1.50 1回	1.65 1回		1.00 1回	1.20 1回	1.45 1回	●	1.71 H25.9.16
		横田橋		●		1.15	2.50 5回	3.50 1回	3.90 0回	1.50				●	3.65 H25.9.16
No.3	杣川	北杣橋	●	●		2.00	3.00 3回	4.20 1回	4.40 1回			3.50 2回	4.00 1回	●	4.41 H25.9.16
No.4	日野川	安吉橋		●		1.80	3.00 9回	3.75 4回	5.00 1回		2.70 9回	3.40 6回	4.10 1回	●	6.39 H25.9.16
		桐原橋	●	●		1.80	3.00 10回	3.80 2回	5.10 1回					●	5.59 H25.9.16
No.5	愛知川	紅葉橋	●		●	3.14	3.44 3回	3.80 0回	4.20 0回	3.15	3.45 3回			●	3.79 H25.9.16
		御幸橋	●		●	1.00	1.50 8回	1.60 8回	2.30 1回			1.75 6回		●	2.91 H25.9.16
No.6	姉川	伊吹			●	0.75	0.90	1.00	1.10						1.50 H24.9.18
		今村橋		●		1.80	2.10 1回	2.60 0回	2.80 0回			2.40 1回		●	2.41 H24.9.18
		国友橋	●	●		1.00	1.60 5回	1.80 2回	2.20 0回				2.10 0回	●	1.86 H24.9.18
		難波橋	●	●		1.70	2.70 15回	3.40 7回	4.20 3回				3.90 3回	●	4.55 H18.7.19
No.7	高時川	川合	●	●		1.90	2.70 7回	3.00 3回	3.50 0回		2.50 8回	2.80 6回	3.10 3回	●	3.33 H18.7.19
		錦織橋	●	●		2.20	3.20 1回	3.40 0回	3.70 0回					●	3.27 H18.7.19
No.8	安曇川	船橋	●		●	1.20	1.70	1.88	2.54	平成28年度中に 見直し予定					
		常安橋	●		●	1.00	1.50	2.35	2.54						
No.9	芹川	中川原橋			●	1.10	1.80 0回	2.00 0回	2.20 0回	0.90	1.10 31回	1.40 10回	1.65 2回	●	1.72 H16.10.20
		芹川旭橋			●	0.70	0.90 16回	1.20 3回	1.50 2回			1.00 10回	1.40 2回	●	1.90 H25.9.16
No.10	大戸川	大戸川旭橋			●	1.80	2.30 4回	3.30 1回	3.70 1回			2.70 2回	3.20 1回	●	3.74 H25.9.16
		綾井橋			●	0.90	1.60 7回	2.10 2回	2.50 1回		1.30 16回	1.60 7回	1.90 3回	●	3.35 H25.9.16
No.11	天野川	天野川橋			●	0.80	1.50 17回	1.55 15回	1.60 11回		1.20 23回	1.40 19回		●	2.15 H24.9.18
		近江橋			●	1.60	2.30 5回	2.50 3回	2.85 2回		1.90 14回	2.30 5回	2.65 3回	●	2.93 H24.9.18
No.12	犬上川	千鳥橋			●	0.80	1.70 5回	2.00 2回	2.20 2回				2.30 1回	●	2.45 H25.9.16
No.13	宇曾川	上枝			●	1.40	2.60 1回	3.20 1回	3.60 0回		2.20 1回	2.90 1回		●	3.47 H25.9.16
		金沢大橋			●	1.50	2.80 1回	3.60 0回	4.20 0回		2.50 3回	2.90 1回	3.70 0回	●	3.57 H25.9.16
No.14	余呉川	堂木			●	1.10	1.50 12回	2.40 0回	2.70 0回			1.80 1回	2.20 0回	●	1.69 H25.9.16
		黒田			●	0.80	1.50 17回	1.60 12回	1.90 4回		1.30 24回			●	2.12 H25.7.29

※1 見直し後の水位で空欄となっている箇所は、水位の設定値に変更がありません。

※2 表内下段の回数表記は、H16~H26の到達回数を示します。

2. 避難勧告等の円滑な発令等に資する情報提供の見直し

- ① 市町村長は、災害が発生するおそれがある場合に適切かつ円滑な避難勧告等の発令判断ができるよう、あらかじめ避難勧告等の判断基準を定めておくことが必要である。
- ② しかし、現行の洪水に関する防災情報（氾濫危険情報等）では、市町村長が適切に避難勧告等の発令を判断することが困難であり、実態として、これらの情報が住民の避難行動につながっていない。

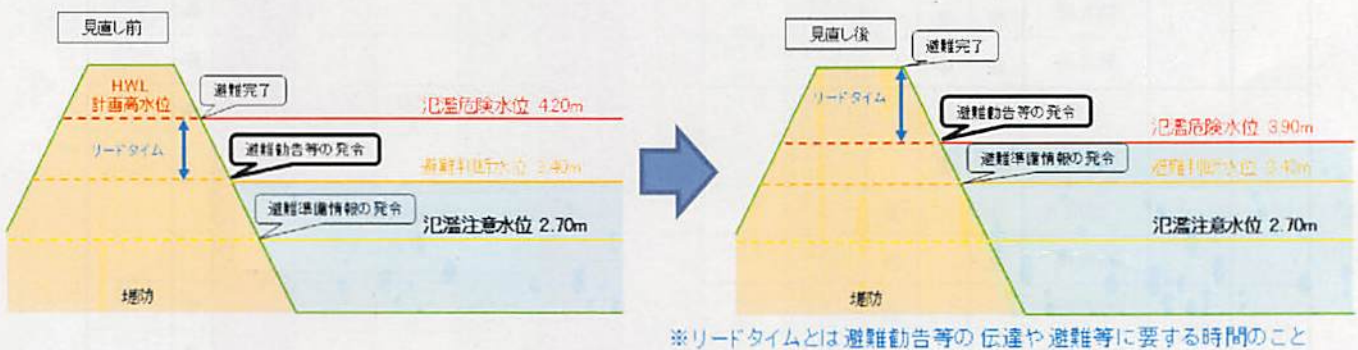


内閣府：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」を改訂〔H26.4〕

- 市町村が発令する避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とした。
- 避難勧告等の判断基準を可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報を具体的に示した。（避難勧告の判断基準 水害…氾濫危険水位に到達）
- 避難勧告等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとした。
- 避難勧告等を判断する情報
 - 避難準備情報： 避難判断水位は、避難場所の開設、要配慮者の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - 避難勧告： 氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。
 - 避難指示： 河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、避難指示の判断材料とする。

前項、1. 水位設定の見直し結果に基づく姉川・高時川の事例を下図に示します。

○No.6 姉川 難波橋 量水標における水位の例



○No.7 高時川 川合 量水標における水位の例

